

介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用契約書（兼重要事項説明書）

（契約の目的）

第1条 本契約は、うきは市地域包括支援センター（以下「事業者」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項の規定により事業対象者等（以下「利用者」という。）の依頼を受けて、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、介護予防ケアマネジメントを行い自立支援のための介護予防・生活支援サービスの提供を行うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の事業対象の有効期間満了日までとする。

（業務の委託）

第3条 事業者は、法第115条の23第3項の規定により、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（支援内容）

第4条 介護予防ケアマネジメントの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防ケアマネジメント作成の支援
- (2) 介護予防ケアマネジメント実現のための連絡調整等
- (3) 介護予防ケアマネジメントのモニタリング及び評価
- (4) 介護予防ケアマネジメント変更の支援
- (5) その他要支援認定及び事業対象者(変更)申請の支援

2 介護予防・生活支援サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 通所型サービスB及びC
- (2) 訪問型サービスC及びD

（介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に要した費用の支払い）

第5条 利用者が事業者を支払うべき費用は、次のとおりとする。

(1) 利用料金

介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの利用に関して、利用者の自己負担は生じない

(2) 交通費

利用者の居住地が、事業所の「通常の事業の実施地域」以外の地域である場合、事業者は利用者に対して交通費の実費を請求できる

(3) その他の料金

事業者は、利用者に対し、要支援認定及び事業対象者(変更)申請に係る必要書類の作成及び送付に要する費用の実費を請求できる

（記録作成及び交付の義務等）

第6条 事業者は、利用者に係る介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの実施に関する記録を作成し、その完結の日から5年間当該記録を保管し、利用者又はその代理人の請求に応じ、当該記録を閲覧させ、又は当該記録の写しを交付するものとする。当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの実施にともない作成した当該記録以外の文書その他の物件についても同様とする。

（個人情報保護）

第7条 事業者は、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に係る業務を実施する

に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令(条例を含む。)を遵守するものとする。

- 2 事業所の介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスに従事する者は、在職中及び退職後においても、当該介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 事業者は、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、業務を実施する上で正当な理由がある場合は、当該個人情報を利用できる。
 - (1) 個人情報の利用期間は、介護予防・生活支援サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じる
 - (2) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に個人情報を漏らさない
 - (3) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する
- 5 個人情報の利用目的は次のとおりとする。
 - (1) 要支援認定及び事業対象者の申請、更新及び変更
 - (2) 利用者に関わる介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
 - (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)及びその他社会福祉団体等との連絡調整
 - (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
 - (5) 利用者の利用する介護予防事業所内の会議等
 - (6) 行政の開催する評価会議等で必要な場合
 - (7) 学生の研修及び地域包括支援センターが実施する研修会等

(契約の終了)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本契約の有効期間の中途であっても、終了する。

- (1) 利用者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定により当該利用者の心身の状態が「要介護1」以上と判定された場合
ただし、利用途中で「要介護1」の認定が出た場合、通所型サービスB及び訪問型サービスDに限っては引き続き利用可能
- (3) 利用者が、本契約書第4条2(1)(2)以外のサービスを利用することとなった場合
- (4) 利用者が、うきは市を転出した場合
- (5) 利用者が、福岡県介護保険広域連合以外の介護保険被保険者となった場合

(利用者の中途解約)

第9条 利用者は、本契約の有効期間の中途であっても、本契約を解約することができる。この場合には、利用者は事業者に対し、本契約の終了を希望する日の14日前までに通知する。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、直ちに本契約を解約できる。

(利用者の解除権)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、利用者に係る介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスを実施しない場合
- (2) 事業者又はその従業者が、故意又は重大な過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者又はその従業者が、第7条に定める個人情報の保護に違反した場合

(事業者の解除権)

第11条 事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

- (1) 利用者が、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用に係る業務の実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項に関し、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはその従業員の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(相談及び苦情処理)

第12条 事業者は、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの実施に関する利用者等からの相談及び苦情に対し、受付窓口を設置し、適切に対応する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項に関して問題が生じた場合、事業者は法等の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を所持する。

事業者は、利用者又はその家族等に対し、介護予防ケアマネジメント契約書(兼重要事項説明書)について説明しました。

令和 年 月 日

うきは市地域包括支援センター
管理者 吉瀬 理代 (印)

説明者職名
氏名 (印)

私(利用者及び利用者家族)は、事業者から介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用契約書(兼重要事項説明書)の説明を受け、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス利用の開始並びに個人情報の使用等に同意します。

利用者住所
利用者氏名 (印)

※利用者の□家族または代理人 □署名代行人(該当するものにV)

住所
氏名 (印)
利用者との関係()